

# 2025年度「三好ジオパーク推進活動助成金」

## 募集要項【第Ⅰ期】

### 1 目的

本助成金は、自主的・継続的にジオパーク事業を推進する活動を行う団体等に対し、予算の範囲内でその費用の一部を助成することを目的とするものです。

### 2 助成対象事業

本助成金の対象となる事業は、三好ジオパークエリア内でおこなう次のいずれかにあてはまる事業です。

- (1)ジオパークの普及啓発の推進に寄与するもの
- (2)ジオパークを活用した産業振興に寄与するもの
- (3)ジオパークを取り入れた教育活動や資源保全、防災に寄与するもの
- (4)その他ジオパーク事業の推進に寄与するもの

※ただし、次のいずれかに該当するときは、対象事業となりません。

- (1)同一年度に、この要綱以外の制度等による補助、委託等の資金を受けている事業
- (2)単に物品の購入を目的とする事業
- (3)個人給付等の補助的な事業
- (4)事業の効果が特定の個人又は団体にもみ帰属する事業
- (5)専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業
- (6)政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (7)会長が補助対象事業として適当でないと認める事業

### 3 助成対象事業者

本助成金の対象は、次のいずれにもあてはまる団体等です。

- (1) 三好ジオパークの推進に寄与する活動を行う団体等であること
- (2) 公共の利益に反する行為を行わない団体等であること

※なお、助成金の申請を行うことができるのは、三好ジオパークエリア（三好市及び東みよし町）に拠点を有し、特にジオパーク活動の推進に資する活動を行っている」と会長が認める団体等です。

#### 4 助成対象経費

項目	内容	備考
報償費	講師、専門家に対する謝礼金 等	
旅費	交通費及び宿泊費（実費）	宿泊費については、1人当たり1泊につき10,900円を上限とする。
需用費	原材料費、消耗的な備品購入費、消耗品、パンフレット類・報告書等の印刷費、資料の複写費、録画費、録音費、写真費、図書・文献・資料等の購入費 等	備品購入については、1件当たりの金額が50,000円を超えず、かつ全体で交付対象経費の3分の1以内とする。
役務費	広告宣伝費、立看板費、通信連絡費、機材、道具等の輸送費 等	
委託費	各種事業に係る委託料	実施事業の全部を委託することはできない。
使用料及び賃借料	会議室、会場の使用料、レンタカー借り上げ、機器使用料 等	
その他会長が必要と認める経費		

※ただし、次の経費については対象となりません。

- (1)給与等の人件費
- (2)団体の運営に係る経費
- (3)食糧費
- (4)建設費
- (5)その他適当でないと認められる経費

## 5 助成金額

予算の範囲内で、1事業につき1会計年度当たり30万円を上限とします。

※助成金の交付回数は、1会計年度において同一の団体等に対して1回とし、この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

## 6 助成対象期間

助成の対象となる事業期間は、助成金の交付決定日から2026年3月13日（金）までとします。交付決定前に支出した経費については対象となりません。

## 7 申請方法

申請の際は、次の申請書類に必要事項を記入のうえ、持参もしくは郵送等で提出してください。

- (1)三好ジオパーク推進活動助成金交付申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3)収支予算書(様式第3号)
- (4)その他会長が必要と認める書類

## 8 申請期間

2025年4月14日（月）から2025年4月28日（月）まで

※郵送の場合は、2025年4月28日（月）必着

※予算の執行状況により、今後随時募集をする可能性があります。

## 9 助成対象事業の審査

選考委員会で申請内容を審査し、助成金の交付を決定します。なお、審査基準については、次のとおりとします。

- (1) ジオパーク事業の資源発掘及び学術的価値の付加に資するものであること。
- (2) 地域の特性の創造又は特性を活用するものであること。
- (3) 事業が継続され、かつ、拡大が期待できるものであること。

## 10 実績報告

助成事業が完了したときは、事業が完了した日から 30 日以内又は交付の決定に係る会計年度が終了するまでのいずれか早い日までに次の実績報告書と添付資料を提出してください。

- (1) 実績報告書(様式第 10 号)
- (2) 事業実績書(様式第 11 号)
- (3) 収支精算書(様式第 12 号)
- (4) その他会長が必要と認める書類

## 11 助成金の支払い

助成金の支払いについては、実績報告書類を精査し、交付額の確定をした後に三好ジオパーク推進活動助成金(概算払)交付請求書(様式第 14 号)による請求に応じて助成金を支払います。ただし、会長が必要があると認めるときは、交付決定の後に決定をした額の全部又は一部を概算払により請求することができるものとします。

## 12 その他

- (1) 交付決定にあたり、審査の内容や経過等に関するお問い合わせは、一切受け付けません。
- (2) 領収書等の証拠書類の添付がないなど、用途が不明なものは助成の対象となりません。受領書や領収書等の証拠書類は必ず受領・保管し、実績報告の際に貼付してください。
- (3) 助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした書類や整理し、助成金の交付に係る会計年度終了後 5 年間は保管してください。
- (4) 実施報告の際に、事業の様子等を撮影した写真を添付していただきます。忘れずに撮影してください。
- (5) 事業成果については、三好ジオパーク Web サイト等で公開する場合があります。
- (6) 活動中の事故等に対して、三好ジオパーク推進協議会は一切の責任を負いません。

### 13 書類の提出先・お問い合わせ

三好ジオパーク推進協議会事務局（三好市産業観光部ジオパーク推進室内）

住所： 〒778-8501 徳島県三好市池田町サラダ 1610-1

電話： 0883-72-7653

FAX： 0883-72-7202

メールアドレス： [geopark@city.tokushima-miyoshi.lg.jp](mailto:geopark@city.tokushima-miyoshi.lg.jp)

○事業の申請から完了までの流れ【第Ⅰ期】

① 申請書の提出

受付期間 2025年4月14日(月)から2025年4月28日(月)まで(必着)  
提出書類 (1) 三好ジオパーク推進活動助成金交付申請書(様式第1号)  
(2) 事業計画書(様式第2号)  
(3) 収支予算書(様式第3号)  
(4) その他会長が必要と認める書類

② 審査

審査基準に基づき、申請内容の審査を行います。

③ 交付決定

予算の範囲内で交付決定し、通知します。  
不交付の場合は、不交付決定通知により通知します。

④ 事業の実施

助成金の交付決定日から2026年3月13日(金)までに事業を完了してください。

⑤ 事業の変更

事業の目的や助成金額に変更があるときは、申請が必要です。

⑥ 実績報告書の提出

事業が完了した日から30日以内又は交付の決定に係る会計年度が終了するまでのいずれか早い日までに提出してください。

提出書類 (1) 実績報告書(様式第10号)  
(2) 事業実績書(様式第11号)  
(3) 収支精算書(様式第12号)  
(4) その他会長が必要と認める書類

⑦ 助成金の支払い

交付額の確定をした後に三好ジオパーク推進活動助成金(概算払)交付請求書(様式第14号)を提出してください。